

改訂一覧（資料編）

I 人事

第5 服務

3 営利企業等の従事制限に関する補足説明 P 37

(改訂内容)

- ・本文中「行実昭 26. 5. 14」を「職職 599 第 1③④」に改める。

III 給与

第1 給与（資料編）

5 昇格 規則九一八 別表第七（令和5年4月1日施行）

イ 行政職給料表(一)昇格時号俸対応表 P 66

(改訂内容)

- ・規則九一八 別表第七イ 行政職給料表(一)昇格時号俸対応表について、平成28年11月24日施行のものを令和5年4月1日施行のものに更新。

第2 諸手当

1 扶養手当

(2) 年額130万以上の恒常的な所得 P 73

(改訂内容)

- ・「年額」中、「通知(人)給 3-19 R5. 10. 26」を加える。
- ・「所得見込みの方法について（年額130万円以上）と月収」中、「と月収」を削る。
- ・「ア 基本的な取扱い」「イ 毎月の収入が不安定な場合」の内容を加える。
- ・本文中、「・事業所得について」を加える。
- ・「ウ 職員の配偶者が退職し、退職手当を受けた場合」を「・ 職員の配偶者が退職し、退職手当を受けた場合」に改める。

16 初任給調整手当 P 89

(改訂内容)

- ・別表中、「1項職員」「2項職員」の手当額を改める。

V 特別の規定に基づく任用

第2 定年前再任用短時間勤務制（資料編）

1 給与

（1）給料月額（各級毎に単一の額を基礎として算定） P 9 4

（改訂内容）

- ・「行政職給料表」中、「187,700」を「188,700」、「215,200」を「216,200」、「255,200」を「256,200」、「274,600」を「275,600」、「289,700」を「290,700」、「315,100」を「316,200」、「356,800」を「358,000」、「389,900」を「391,200」に改める。
- ・「技能労務職給料表」中、「193,600」を「194,600」、「204,700」を「205,700」、「223,200」を「224,200」、「244,000」を「245,000」、「274,700」を「275,700」に改める。

第3 暫定再任用制度（資料編）

1 給与

（1）給料月額（各級毎に単一の額） P 9 6

（改訂内容）

- ・「行政職給料表」中、「187,700」を「188,700」、「215,200」を「216,200」、「255,200」を「256,200」、「274,600」を「275,600」、「289,700」を「290,700」、「315,100」を「316,200」、「356,800」を「358,000」、「389,900」を「391,200」に改める。
- ・「技能労務職給料表」中、「193,600」を「194,600」、「204,700」を「205,700」、「223,200」を「224,200」、「244,000」を「245,000」、「274,700」を「275,700」に改める。

VI 職種による勤務条件等の特例

第1 企業職員

5 給与支給の原則の特例（労基法24、労基則7の2） P 1 0 5

（改訂内容）

- ・通貨払いの原則内、特例が認められる場合に、当該労働者の同意を得たうえで、労働者が指定する指定資金移動業者（デジタル払い）への資金移動（労基法施行規則7の2）を追加。